

仕 様 書

この仕様書は、令和6年度作谷沢県営林立木処分事業に係る立木を、山形県が買受人に売却するにあたり必要な事項を定める。

1 物件の所在地

山辺町大字北作字檜実沢 地内（別添、事業計画図参照）

2 物件名及び数量

スギ立木780本、立木材積1103.84m³

カラマツ立木13本、立木材積6.04m³

3 物件の契約代金の納入方法及び期限

売払物件の契約代金については、県が発行する納入通知書により県が定める納入期限までに納入すること。

4 物件引渡しの期限、場所及び方法

(1) 売払物件の引渡しの期限は、契約代金の完納後15日以内に行う。

(2) 売払物件の引渡しの場所は、1の物件の所在地とする。

(3) 売払物件の引渡しの方法は、買受人立合のもとその場で物件を引渡しするものとし、買受人は、受領書（様式1）を知事に提出すること。

(4) 売払物件の引渡しは、区域引渡しとする。

5 物件搬出期限

売払物件の搬出期限は、令和8年10月15日とする。

6 物件の異議申し立て

売払契約後、買受人は、売払物件の数量、規格、伐採採取の箇所若しくは面積等に錯誤があり、また物件に隠れた傷がある場合でも異議の申し立てができない。

7 物件搬出済届

買受人は、搬出終了後、遅滞なく搬出済届（様式2）を知事に提出し、搬出跡地の検査を受けること。

8 物件の伐採等

(1) 買受人が売払物件を伐採する際は、胸高部の樹幹番号（ナンバーテープ）を各断面に移記すること。

(2) (1)の伐採面以下を根株とし、根株は売払外とする。

(3) 搬出済届があった場合又は契約で定める搬出期間が満了した場合において搬出されない立木があるときは、当該林産物は、県に帰属するものとする。

(4) 買受人は、集材のための作業道及び土場を設置する場合は県に協議することとし、切土や盛土等は必要最小限に抑え、極力地形に沿った形状とすること。

(5) 買受人は、売払物件以外の樹木を損傷したときは、県の指示を受けること。

(6) 買受人は、売払物件搬出のため林道等を著しく損傷した場合は修繕すること。

(7) 買受人は、売払いに係る立木の引渡しを受けた後において搬出されない立木を譲渡しようとするときは、当該立木について買受人が県に対し有する権利義務は譲渡の相手方が継承する旨を記載した書面にその相手方と連署して知事に届け出ること。

(8) (7)の場合には、買受人は譲渡の相手方と連帯してその責に任ずるものとする。

9 県の承認を要する事項

買受人は、下記の行為をしようとする時は事前に県の承認を得なければならない。

- (1) 引渡し前における物件の転売及び伐採。
- (2) 日の出前、日没後の物件の伐採、採取又は搬出。
- (3) 搬出期限後の物件の搬出。

10 その他

- (1) 本県営林では森林経営計画が立てられていないことに留意すること。
- (2) 入札前に本県営林の航空レーザー測量の成果品の提供は可能である。成果品の提供にあたっては、山形県村山総合支庁森林整備課普及担当（023-621-8286）まで問い合わせること。
- (3) 県営林に通じる各種路網及び土場に係る土地に関しては、周辺住民や他の土地利用者等に十分配慮し、土地所有者の了承を得た上で使用すること。
- (4) 本事業区域に隣接する区域でも立木処分事業が実施されるため、作業期間や管理道、作業道、土場等の使用については、事業者間で調整すること。
なお、本事業区域に隣接する区域で実施される令和5年度立木処分事業の搬出期限は令和7年12月15日であり、当事業の実施期間と重複している点に特に留意すること。